

乗合タクシー「むらタク」の利用条件の緩和について（案）

<目次>

- 1 検討内容
- 2 介助者同乗の範囲（現状と利用条件緩和案の比較）
- 3 一般登録者が介助者と利用する場合の条件等（案）
- 4 利用条件を緩和した場合に想定される課題及び対応方針
- 5 運用開始時期及びスケジュール
- 6 試行運用期間の設定
- 7 その他（ペット（愛玩用の小型動物）同伴での乗車）

1 検討内容

現状では、一般登録者が負傷、疾病等により病院等へ行く場合、一時的に介助者が必要な場合であっても、対象地域内に居住している利用者登録済の介助者以外は同乗できない。

そこで、市議会や利用者からの要請もあることから、乗合タクシー「むらタク」の利便性向上への取組として、一般登録者であっても傷病のために一時的に介助が必要な場合は、未登録の介助者が同乗できるように、利用条件の緩和を検討する。

2 介助者同乗の範囲（現状と利用条件緩和案の比較）

	対象者	現 状 (介助者の乗車)	利用条件緩和案 (介助者の乗車)	備 考
1	障害者手帳所持者 (身体・知的・精神)	○	○	介助者カードの提示 (1人のみ)
2	要介護（要支援）認定者	○	○	介助者カードの提示 (1人のみ)
3	一般登録者	①負傷者	○	症状次第で乗車自体不可
		②疾病者	△	
		③上記以外 (通常)	×	

3 一般登録者が介助者と利用する場合の条件等（案）

項 目	内 容	備 考
利用条件	負傷、疾病等により、登録者本人のみでは乗車に困難・不安があること。	車内での感染予防のため、伝染性感染症の罹患者等は乗車不可とする。(例：インフルエンザ、ノロウイルス、風邪、はしか、その他原因不明の発熱や咳等の症状)
利用方法	予約時：オペレータが利用条件を確認 乗車時：車内に設置した介助者利用申請書に記入し、運転者に提出。	介助者カード等は交付せず、利用の都度、申請書の提出を求める。
利用者利用料	利用登録者：300円 介助者：150円	
利用可能な乗降場所	全ての乗降場所（市内13か所）	
介助者の条件	適切な介助が可能な者	利用対象地域以外の者でも可とし、利用者登録を要しない。

4 利用条件を緩和した場合に想定される課題及び対応方針

1	<p>◆介助者同乗の前提条件</p> <p>傷病のために一時的に介助が必要な場合の利用条件を検討する上で、傷病の態様から、そもそも利用に適さない場合もあるので、その種類、症状、経過時期等を考慮して対応する必要がある。</p> <p>【対応方針】</p> <p>傷病の種類に関しては、特に疾病等の場合、公共交通機関における感染予防の観点から、伝染性感染症の感染者や症状のある者の利用を抑制することが求められるため、利用を遠慮してもらうのが基本である。(感染のおそれのない負傷及び疾病に限る。)</p> <p>症状及び経過時期に関しては、乗合の性格上、乗降場所への短時間での到着を約束できないため、重症の場合や急性期の場合、救急車やタクシーなどを利用するよう促す。(軽症及び回復期・慢性期に限る。)</p>
2	<p>◆不正利用の懸念（利用者利用料の設定）</p> <p>障害者等の介助者については1乗車150円を利用者利用料と設定しており、一般登録者の介助者も同額の150円にした場合、不正利用（※）が懸念される。</p> <p>※ 対象地域外の知り合い等を乗車させるために、介助者利用を装うなど。</p> <p>【対応方針】</p> <p>介助を担うという観点から、介助者の利用者利用料は一般登録者の1/2の150円とする。この場合、不正利用の抑止のため、介助者氏名、住所、介助の理由等を記入する介助者利用申請書を車内に設置し、乗車の都度運転者に提出させることとする。</p> <p>他方、通院が長期間に及ぶ場合を考えると、介助者カードを交付する方法もあるが、無条件で介助者の同乗が可能となり、不正利用につながるおそれがあること、該当するケースは少ないと考えられることから、一般登録者に対しては障害者等のような介助者カードは交付しない。</p>
3	<p>◆乗降場所の範囲</p> <p>傷病の治療等のために病院へ通院する目的であれば、乗降場所を武蔵村山病院及び村山医療センターに限定することも可能だが、通院以外の目的で利用する場合やその他の診療所等への通院で利用する場合は対応できない。</p> <p>【対応方針】</p> <p>通院以外での外出の必要性がないとは断定できないため、乗降場所は制限しない。</p> <p>(身体障害者手帳等の交付手続、介護保険等の申請手続、薬・日用品・食料品の買い物等)</p>
4	<p>◆介助者の同乗を認める期間</p> <p>一般登録者に対し介助者同乗を認める期間は、どの程度の期間が適切か。</p> <p>【対応方針】</p> <p>介助者を必要とする期間は、症状により必ずしも一定ではないことから、期間の制限は設けず、乗車の都度、介助者利用申請書を提出してもらう。</p>

5	<p>◆介助者の資質</p> <p>介助者として同乗する者がヘルパー等の有資格者であれば問題ないが、高齢の家族等が介助者として同乗する場合は、乗降時等に転倒等の事故が発生する可能性を否定できない。</p>
	<p>【対応方針】</p> <p>予約の時点で介助者の年齢、利用者との関係等を確認し、乗降時等の注意を促すとともに、的確な介助を依頼する。</p> <p>また、安全な乗降等ができないと判断したときは、利用できない場合もあることを説明する。</p>

5 運用開始時期及びスケジュール

時 期	内 容	備 考
平成 28 年 11 月	<ul style="list-style-type: none"> ・地域公共交通会議において協議・決定 ・運用内容の決定 	
12 月	<ul style="list-style-type: none"> ・関東運輸局へ申請 ・諸準備（周知、出張受付、利用促進等） 	
平成 29 年 1 月	利用条件の緩和を試行運用	

6 試行運用期間の設定

利用条件の緩和に当たり、当分の間、試行運用とする。

試行運用期間中、介助者の利用頻度、利用傾向等を把握し、一般登録者に対する継続的な介助者の利用傾向等が認められれば、介助者カードの交付等について検討を行う。その他、課題等が抽出された場合は、対応策を講じた上で本格運用を開始する。

なお、乗合タクシー運行事業実施要綱の改正は、本格運用の開始に合わせて実施する。

7 その他（ペット（愛玩用の小型動物）同伴での乗車）

(1) 経過

平成 28 年 10 月に、むらタクの利用者登録を検討しているという市民から問合せがあったため、ペット同伴での乗車可否について運用の確認を行う。

(2) ペット同伴での乗車可否

原則、ペット同伴での乗車については可とする。理由としては次のとおり。

- ① 旅客自動車運送事業運輸規則（第 52 条）では、公共交通機関等への愛玩用の小型動物は持ち込みが可能となっている。
- ② 実証実験運行間もない時期から、市の了解を得た上でペット同伴での利用者が存在しており、現時点まで他の利用者からのクレーム等は発生していない。

ただし、他の利用者への迷惑とならないよう、ケージに入れる措置等の条件を付すこととする。また、動物アレルギー等の利用者とも乗り合う状況での対応については、今後、市と運行事業者で協議することとする。